（資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類）

第三十二条　農水産業協同組合についての令第九条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

（優先出資に係る資本金等の額の減少の認可申請書の添付書類）

第三十二条の二　農水産業協同組合についての令第十条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　理由書

二　減少する資本金等（法第四十四条第五項に規定する資本金等をいう。第四号において同じ。）の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

三　最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四　法第四十四条第三項又は第四項の規定により資本金等の額の減少を決議した普通出資者総会の議事録の抄本

五　その他法第四十四条第五項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

（資本金等の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第三十二条の三　令第十条の二第一号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、農林債の債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

2　令第十条の二第三号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

（計算書類に関する事項）

第三十三条の二　法第四十四条の三第六項において読み替えて準用する同条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請書の添付書類）

第三十二条　農水産業協同組合についての令第十条に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

附　則

この命令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月二十五日）から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第三十五号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和八年内閣府令第五十七号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和八年六月二十四日限り、廃止する。

令和八年六月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同条に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件（令和二年金融庁告示第五十一号）

二　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者を定める件（令和三年金融庁告示第四十一号）